一般職の職員の身分の取扱いについて

平成17年3月12日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

### 会長磯良史

調整方針(案)

(1)3市町の一般職の職員は,すべて新市の職員として引継ぎ,職名,任用要件及び給与については,人事管理,職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し,統一を図るものとする。
 (2)職員数については,新市において定員適正化計画を策定し,定員管理の適正化に努めるもの

とする。

平成17年3月12日確認

## 協議第19号関連資料

職員の定数及び現員数					1		平成16年4	
		間市		部町		<b>当町</b>	-	+
部局名	定数	現数	定数	現数	定数	現数	定数	現数
市・町長の事務部局の職員	215	212	190	184	125	110	530	506
議会の事務部局の職員	5	5	4	3	3	3	1 2	1 1
教育委員会所管に属する職員	63	62	71	5 1	3 7	2 6	171	139
農業委員会の事務部局の職員	3	3	3	3	4	4	1 0	10
公平委員会の事務部局の職員	3 (兼務)	3 (兼務)					3 (兼務)	3 (兼務)
監査委員の事務部局の職員	<b>2</b> (内1人兼務)	<b>2</b> (内1人兼務)					2 (内1人兼務)	<b>2</b> (内1人兼務)
選挙管理委員会の事務部局の職員	2 0 (兼務)	2 0 (兼務)					20 (兼務)	20 (兼務)
企業部局の職員 (友部町は水道事業,岩間町は地方公営企業)	9	9	16	1 1	1 0	6	3 5	26
友部町国保病院の職員			4 1	2 3			4 1	23
計	3 2 0 (内2 4人兼務)	<b>3 1 6</b> (内2 4人兼務)	325	275	179	149	<b>8 2 4</b> (内2 4人兼務)	<b>7 4 0</b> (内2 4人兼務)

# 参考(現況等)

### 2 部門別職員数

(単位:人 平成16年4月1日現在)

2 剖	卵別	辄貝笋	X					
					笠間市	友部町	岩間町	計
	議	会			5	3	3	11
	総	務			59	56	37	152
			総務	一般	33	38	18	89
			企画	開発	6	4	7	17
			住民	関連	20	14	12	46
	税	務			18	16	1 1	45
	民	生			44	27	8	79
	衛	生			23	18	9	50
			衛	生	11	18	9	38
_			公	害	8	0	0	8
般			環境	保全	4	0	0	4
般 行 政	労	働			0	0	0	0
шX	農	林			18	18	1 1	47
			農	業	18	18	10	46
			林	業	0	0	1	1
	商	I			10	2	3	15
			商	I	4	1	1	6
			観	光	6	1	2	9
	土	木			22	32	15	69
			土	木	12	22	10	44
			建	築	4	0	0	4
			都市	計画	6	10	5	21
			計		199	172	97	468
· · · · ·								

			笠間市	友部町	岩間町	計	
	教育		62	51	26	139	
		教育一般	6	7	4	17	
特		社会教育	19	18	8	45	
特別行政		保健体育	22	0	10	32	
政		義務教育	5	26	4	35	
		幼稚園	1 0	0	0	10	
		計	62	51	26	139	
	普通会言	計計	261	223	123	607	
公	病院		0	23	0	23	
公営企業等	水道		9	1 1	6	26	
上業	下水道		3	7	10	20	
等	その他		19	1 1	10	4 0	
公営企業等会計 計		31	52	26	109		
	合語	 計	292	275	149	716	

\*下水道欄には,友部・笠間広域下水道組合派遣職員及び岩間町公共下 水道事業担当職員を含む。

給料					
		笠間市	友部町	岩間町	
給料表	一般行政職	8 級制	8 級制	8 級制	
	技能労務職	6 級制	6 級制	4 級制	
	医療職(一)		3 級制		
	医療職(二)		6 級制		
	医療職(三)		5 級制		
	教育職	3 級制			
給料支給日		毎月21日	毎月21日	毎月21日	
初任給 一般行政職)	大学卒	2級2号給 170,700円	2級3号給 177,400円	2 級 2 号給 1 70,700F	
	短大卒	1級5号給 148,500円	1級6号給 154,300円	1 級 5 号給 1 4 8 , 5 0 0 F	
	高校卒	1級3号給 138,800円	1級4号給 143,300円	1級3号給 138,800F	
職員1人あ たりの給与	平均給料月額	339,804円	325,184円	353,187円	
一般行政職)	平均給与月額	362,857円	351,816円	370,535円	
	平均年齢	4 3 歳	3 9 歳	4 2 . 5 歳	

		) 5 <sup>-</sup> ک	(現況等)	
		笠間市	友部町	岩間町
級別職務分類	1級	主事補,技師補	主事補,技師補,保育士	主事補
(一般行政職)	2級	主事,技師	主事,技師,保育士,保健師	主事
Ĩ	3級	困難な業務を処理する主事・技師・保 育士等	主事,技師,保育士,保健師	主事
Ī	4級	主査,技査	主幹,技幹,保育士,保健師	主任
	5 級	1 係長,主任保育士 2 困難な業務を処理する主査・技査	係長,主任,主幹,技幹,保育士 保健師	係長,主幹
	6 級	1 課長補佐 2 施設長,室長 3 主幹,技幹,困難な業務を処理す る係長・主任保育士	<ol> <li>1 農業委員会事務局長,保育所長, 中央公民館長,図書館長</li> <li>2 課長補佐,次長,主査,技査</li> <li>3 高度な知識を有する係長,主任, 主幹,技幹</li> </ol>	課長補佐,主査,副参事
	7 級	1 課長 2 副参事	<ol> <li>課長,参事,議会事務局長,国保 病院事務局長</li> <li>農業委員会事務局長,保育所長, 中央公民館長,図書館長</li> <li>高度な知識を有する課長補佐・次 長,主査,技査</li> </ol>	
	8級	1 部長 2 参事	<ol> <li>1 部長,町長公室長,教育次長</li> <li>2 課長,参事,議会事務局長,国保 病院事務局長</li> </ol>	課長,参事

参考(現況等)

5 関係法令(抜粋)

(1)地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

- 第3条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特 定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)のすべての公務員をいう。以下同じ。)の職は,一般職と特別職とに分ける。
- 2 一般職は,特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は,次に掲げる職とする。

- (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙,議決若しくは同意によることを必要とする職
- (1)の2 地方開発事業団の理事長,理事及び監事の職
- (1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- (2) 法令又は条例,地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに 準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- (2)の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
- (3) 臨時又は非常勤の顧問,参与,調査員,嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- (4) 地方公共団体の長,議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- (6) 特定地方独立行政法人の役員

(分限及び懲戒の基準)

- 第27条 すべて職員の分限及び懲戒については,公正でなければならない。2 職員は,この法律で定める事由による場合でなければ,その 意に反して,降任され,若しくは免職されず,この法律又は条例で定める事由による場合でなければ,その意に反して,休職されず,又,条 例で定める事由による場合でなければ,その意に反して降給されることがない。
- 3 職員は,この法律で定める事由による場合でなければ,懲戒処分を受けることがない。

(降任,免職,休職等)

- 第28条 職員が, 左の各号の一に該当する場合においては, その意に反して, これを降任し, 又は免職することができる。
- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため,職務の遂行に支障があり,又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合の外,その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 職員が,上の各号の一に該当する場合においては,その意に反してこれを休職することができる。

#### 参考(現況等)

- (1) 心身の故障のため,長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- 3 職員の意に反する降任,免職,休職及び降給の手続及び効果は,法律に特別の定がある場合を除く外,条例で定めなければならない。
- 4 職員は,第16条各号(第3号を除く。)の一に該当するに至つたときは,条例に特別の定がある場合を除く外,その職を失う。
- (2)市町村の合併の特例に関する法律

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は,その協議により,市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員 としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は,職員の任免,給与その他の身分取扱いに関しては,職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

#### 6 先進地事例

合併(予定)年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容
平成17年2月1日	城 里 町 (23,007人)	常 北 町 桂 村 七 会 村	<ol> <li>常北町,桂村,七会村の一般職の職員は,すべて新町の職員として引き継 ぐものとする。</li> <li>職員数については,新町において類似団体を参考にして,定員管理の適正 化に努めるものとする。</li> <li>職員の職名及び任用要件については,人事管理及び職員の処遇の適正化の 観点から調整し,合併時までに統一を図るものとする。</li> <li>給与については,職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し合併時ま でに統一を図る。</li> </ol>
平成17年3月22日	坂 東 市 (58,673人)	岩 井 市 猿 島 町	1市1町の一般職の職員は,すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については,新市において定員適正化計画を策定し,定員管理の適正化 に努めるものとする。 職員の職名及び任用要件については,人事管理及び職員の処遇の適正化の観 点から調整し統一を図るものとする。 給与については,職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る ものとする。

		参考	( 現 況 等 )
合併 (予定)年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容
平成17年3月22日	稲 敷 市 (51,284人)	江 戸 崎 町 新 利 根 町 桜 川 村 東 町	<ol> <li>江戸崎町,新利根町,桜川村及び東町の一般職の職員は,新市の職員として引き継ぐものとする。</li> <li>職員数については,新市において定員適正化計画を策定し,定員管理の適正化に努めるものとする。</li> <li>職名については,合併時に調整し統一を図るものとする。</li> <li>給与,任用,配置その他の身分の取扱いについては,調整し統一を図るものとする。</li> </ol>
平成17年3月28日	筑 西 市 (116,120人)	下 館 市 関 城 町 明 野 町 協 和 町	<ol> <li>4市町の職員は,すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</li> <li>職員数については,新市において定員適正化計画を策定し,定員管理の適 正化に努めるものとする。</li> <li>職員の職名及び任用要件については,人事管理及び職員の処遇の適正化の 観点から調整し,統一を図るものとする。</li> <li>給与については,職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し,統一を 図る。</li> </ol>
平成17年3月28日	かすみがうら市 (45,229 人)	霞ヶ浦町 千代田町	<ol> <li>両町の一般職の職員は,すべて新市の職員として引き継ぐ。</li> <li>職員数については,合併時までに定員適正化計画を策定し,定員管理の適 正化に努める。</li> <li>職員の職名及び任用要件については,人事管理及び職員の適正化の観点から調整し統一を図る。</li> <li>給与については,職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図 る。</li> </ol>